

西区保健福祉センター生活保護事務非常勤嘱託職員要綱

制定平成20年4月1日
一部改正 平成21年4月1日
一部改正 平成22年4月1日
一部改正 平成23年4月1日
一部改正 平成29年4月1日

1 目的

この要綱は「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される西区保健福祉センター生活保護事務非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

非常勤嘱託職員の選考は、論文及び面接（口頭試問）により行う。

3 任用期間の更新について

任用期間の更新を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間等について

(1) 非常勤嘱託職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

又は

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間」

週4日の勤務の場合 午前9時～午後5時15分まで

又は

週5日の勤務の場合 午前9時～午後3時45分まで

「休憩時間」

午前12時15分～午後1時まで

「休日」

(a) 日曜日及び土曜日に加えて、水曜日（週4日勤務の場合）

(b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(c) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 生活支援担当課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

(3) 生活支援担当課長は、前2項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(4) 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の21日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

5 報酬等について

嘱託職員の報酬等は下記のとおりとする。

「報酬」

- ・ 月額15万6千円
- ・ 報酬支払い時に、所得税及び健康保険料等を控除
- ・ 報酬は月の初めから月末までを計算期間とし、報酬については当月分をその月の支払日に、その他については翌月の支払日に支給
- ・ 報酬支払日は毎月17日（1月は18日）とするが、その日が土曜日にあたるときはその前日、日曜日及び祝日にあたるときはその翌日、日曜日でその翌日が祝日にあたるときはその前々日に支給する。

「交通費」

- ・ 公共機関を利用し通勤する者への通勤手当相当額および出張旅費を支給する。

「その他の手当」

- ・ 昇給、賞与、退職金などその他の手当の支給はしない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。